第７　令和９年度（2027年度）道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項

（令和８年（2026年）９月30日教育長決定）

この要項は、令和９年度（2027年度）の道外からの出願を受け入れる道立高等学校への入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

この要項による入学者選抜は、推薦入学者選抜により行うものとする。ただし、推薦入学者選抜で合格内定とならなかった者については、再出願等を認めることとする。

１　道外からの入学者の受入れの範囲

⑴ 道立高等学校推薦入学者選抜を実施する学校（連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項により入学者選抜を実施する学校及び「道外入学者の受入れ拡大実証事業」の指定を受けた学校（以下「特例校」という。）における対象学科を除く。）

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項（以下「推薦要項」という。）の「２　推薦による入学者の範囲⑴全日制の課程ア～ウ及び⑵定時制の課程ア（以下『推薦枠』という。）」の５％程度の数とする。ただし、道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「一般要項」という。）における出願変更後の道内からの出願者数が募集人員を満たしておらず、かつ、推薦要項における道内からの出願者数が推薦枠に達していない場合は、道内の出願者に影響が出ない範囲で、合格内定者数が推薦枠に達するまで受け入れることができる。

なお、再出願後の出願状況において各学科における道内からの出願者数が募集人員を満たしていない場合は、５％を超えて受け入れることができる。

⑵ 連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項により入学者選抜を実施する学校（特例校における対象学科を除く。）

連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項（以下「連携型要項」という。）の「２　連携型推薦入学者選抜（2）入学者の範囲（以下『連携型推薦枠』という。）」の５％程度の数とする。ただし、連携型要項における連携型一般入学者選抜による出願変更後の道内からの出願者数が募集人員を満たしておらず、かつ、連携型要項における連携型推薦入学者選抜の出願者数が連携型推薦枠に達していない場合は、道内の出願者に影響が出ない範囲で、合格内定者数が連携型推薦枠に達するまで受け入れることができる。

なお、再出願後の出願状況において各学科における道内からの出願者数が募集人員を満たしていない場合は、５％を超えて受け入れることができる。

⑶ 特例校における対象学科

推薦要項の「２　推薦による入学者の範囲⑴全日制の課程エ及び⑵定時制の課程イ（以下『特例校推薦枠』という。）」の10～100％の範囲の数（以下「道外入学者受入枠」という。）において特例校の各高等学校長が定める。ただし、一般要項における出願変更後の道内からの出願者数又は連携型要項における連携型入学者選抜による出願変更後の道内からの出願者数が募集人員を満たしておらず、かつ、推薦要項における道内からの出願者数又は連携型要項における連携型推薦入学者選抜の出願者数が特例校推薦枠に達していない場合は、道内の出願者に影響が出ない範囲で、合格内定者数が特例校推薦枠に達するまで受け入れることができる。

なお、再出願後の出願状況において出願者数が募集人員を満たしていない場合は、道外入学者受入枠を超えて、道外からの出願者を受け入れることができる。

２　対　象　学　科　等

(1)　全日制の課程の普通教育を主とする学科

学　　校　　名	学　科	推　薦　枠　等 (%程度)	道外入学者受入枠等
■北海道月形高等学校	普　通	40%	30%
北海道夕張高等学校	普　通	10%	5%
北海道栗山高等学校	普　通	40%	5%
■北海道当別高等学校	普　通	40%	30%
北海道蘭越高等学校	普　通	30%	5%
北海道追分高等学校	普　通	30%	5%
○北海道鵡川高等学校	普　通	40%	5%
北海道平取高等学校	普　通	40%	5%
■北海道松前高等学校	普　通	20%	100%
■北海道上ノ国高等学校	普　通	30%	30%
北海道東川高等学校	普　通	30%	5%
○北海道上川高等学校	普　通	40%	5%
北海道礼文高等学校	普　通	30%	5%
北海道常呂高等学校	普　通	40%	5%
北海道佐呂間高等学校	普　通	20%	5%
■北海道遠軽高等学校	普　通	20%	30%
○北海道湧別高等学校	普　通	40%	5%
■北海道紋別高等学校	普　通	20%	10%
北海道雄武高等学校	普　通	30%	5%
北海道音更高等学校	普　通	30%	5%
北海道上士幌高等学校	普　通	40%	5%
○■北海道鹿追高等学校	普　通	70%	60%
■北海道大樹高等学校	地域探究	40%	30%
○北海道広尾高等学校	普　通	30%	5%
北海道白糠高等学校	普　通	40%	5%
北海道弟子屈高等学校	普　通	40%	5%
北海道厚岸翔洋高等学校	普　通	30%	5%
北海道標津高等学校	普　通	40%	5%
○■北海道羅臼高等学校	普　通	90%	60%

※　「推薦枠等」は、連携型推薦枠及び特例校推薦枠を含む。

※　「道外入学者受入枠等」は、特例校以外の学校の道外からの入学者の受入れの範囲を含む。

※　○印の学校は、「連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜」を実施する。

※　特例校には、■印を付している。

※　町立高等学校には、★印を付している。

(2)　全日制の課程の農業に関する学科

学　　校　　名	学　科	推　薦　枠 (%程度)	道外入学者受入枠等
北海道岩見沢農業高等学校	農業科学	90%	5%
	畜産科学	90%	5%
	食品科学	90%	5%
	農業土木工学	90%	5%
	環境造園	90%	5%
	森林科学	90%	5%
	生活科学	90%	5%
北海道深川東高等学校	生産科学	90%	5%
北海道当別高等学校	園芸デザイン	90%	5%
北海道倶知安農業高等学校	生産科学	90%	5%
北海道静内農業高等学校	食品科学	90%	5%
	生産科学	90%	5%
北海道大野農業高等学校	農業科学	90%	5%
	園芸福祉	90%	5%
	食品科学	90%	5%
北海道遠別農業高等学校	生産科学	90%	5%

北海道美幌高等学校	未来農業	90%	5%
北海道帯広農業高等学校	農業科学	90%	5%
	酪農科学	90%	5%
	食品科学	90%	5%
	農業土木工学	90%	5%
	森林科学	90%	5%
北海道更別農業高等学校	農　業	90%	5%
	生活科学	90%	5%
★北海道士幌高等学校	アグリビジネス	90%	5%
	フードシステム	90%	5%
北海道別海高等学校	酪農経営	50%	5%
★北海道中標津農業高等学校	生産技術	50%	5%
	食品ビジネス	50%	5%

(3) 全日制の課程の工業に関する学科

学校名	学科	推薦枠 (%程度)	道外入学者受入枠等
■北海道紋別高等学校	電子機械	50%	10%

(4) 全日制の課程の商業に関する学科

学校名	学科	推薦枠 (%程度)	道外入学者受入枠等
北海道福島商業高等学校	商　業	50%	5%
■北海道下川商業高等学校	商　業	50%	50%
北海道苫前商業高等学校	商　業	50%	5%
■北海道紋別高等学校	総合ビジネス	50%	10%

(5) 全日制の課程の水産に関する学科

学校名	学科	推薦枠 (%程度)	道外入学者受入枠等
北海道小樽水産高等学校	海洋漁業	90%	5%
	水産食品	90%	5%
	栽培漁業	90%	5%
	情報通信	90%	5%
北海道函館水産高等学校	海洋技術	90%	5%
	食品創造	90%	5%
	機関工学	90%	5%
北海道厚岸翔洋高等学校	海洋資源	50%	5%

(6) 全日制の課程の福祉に関する学科

学校名	学科	推薦枠 (%程度)	道外入学者受入枠等
北海道置戸高等学校	福　祉	50%	5%

(7) 全日制の課程の体育に関する学科

学校名	学科	推薦枠 (%程度)	道外入学者受入枠等
■北海道恵庭南高等学校	体　育	80%	10%

(8) 全日制の課程の総合学科

学校名	学科	推薦枠 (%程度)	道外入学者受入枠等
■北海道浦河高等学校	総　合	50%	20%
★北海道剣淵高等学校	総　合	50%	5%
北海道斜里高等学校	総　合	50%	5%
北海道清水高等学校	総　合	50%	5%
北海道池田高等学校	総　合	50%	5%
北海道標茶高等学校	総　合	50%	5%

３　出　　願　　資　　格

道外からの入学を希望する者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 令和９年（2027年）３月末日までに道外の中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は卒業する見込みの者（公立夜間中学（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号) 第14条に規定する学校。以下「夜間中学」という。）を卒業する見込みの者を含む。）

(2) 出願先高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを各学校が示す「入学者の受入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確であるもの

(3) 当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

【留意事項】
１　各都道府県及び市町村においてこの要項以外の公立高等学校入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。
２　保護者（保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者）の住所が道内に存する場合は、道内からの出願として取り扱うものとする。
３　普通教育を主とする学科、工業に関する学科、商業に関する学科、福祉に関する学科、体育に関する学科及び総合学科については、当該の高等学校が別途示す教科・科目等を学習する意思のある者に限る。

４　出　　願　　の　　受　　付

推薦要項の「４　出願の受付」による。

５　出　　願　　の　　手　　続

(1) 出願できる学科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科がこの要項の対象学科となっているときは、そのうちの一の学科を第２志望とすることができる。

なお、一般要項の「４　出願できる学科」の(2)に定める第３志望により出願することはできない。

【留意事項】
この要項において、大学科とは、普通教育を主とする学科、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、福祉に関する学科、体育に関する学科及び総合学科を指す。

(2) 出願書類の提出及び受付

ア　出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、令和９年（2027年）３月31日に満18歳以上の者（平成21年（2009年）４月１日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、次の(ｱ)～(ｷ)の書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】
１　中学校卒業後５年を経過した者の出願資格がわかる書類については、卒業証明書又は卒業証書の写し等、出願先の高等学校長が出願資格があると判断できるものであること。
２　夜間中学を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

(ｱ) 入学願書（出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）により作成）（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第８号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第３号様式））

出願者は、申請システムにより作成した入学願書をシステム上で申請するとともに、印刷したものを提出すること。

なお、提出する際は、入学検定料として北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）に定める金額の北海道収入証紙を当該入学願書に貼り付けること。

ただし、オンライン支払により、入学検定料を納付することとした場合は、北海道収入証紙の貼付は不要である。

また、申請システムへの出願者情報等の入力期間は次のとおりとする。

入　力　期　間
令和８年（2026年）12月４日（金）～令和９年（2027年）１月21日（木）

【留意事項】
１　入学願書の作成
(1) 申請システムによる手続等の詳細については、別に定める「令和９年度道立高等学校入学者選抜出願手続（ウェブ申請・願書提出）マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を参照すること。
(2) 入学願書及び写真台紙・受検票は、それぞれＡ４用紙に片面で印刷し、写真台紙と受検票は切り離さないこと。
(3) 出願者が未成年の場合、「保護者等署名」の欄は、出願者に対して親権を行う者（親権を行う者がいない場合は未成年後見人）が署名すること。
２　申請システムの入力等
(1)「出願区分」で「推薦」を選択すること。
(2)「出願学科」で志望する学科名を選択すること。ただし、「第３志望」は「－（第３志望なし）」を選択することとし、第２志望を希望しない場合は、「第２志望」は「－（第２志望なし）」を選択すること。
(3) 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者等」の欄に入力すること。
(4) 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に入力すること。
３　オンライン支払により入学検定料を納付する際の手続等については、マニュアルを参照すること。なお、オンライン支払に伴う手数料は、出願者の負担とする。
４　定額小為替により入学検定料を納付する場合、定額小為替を出願書類とともに提出すること。なお、定額小為替の受取人欄は押印、記入をしないこと。

(ｲ) 写真台紙（申請システムにより作成）（一般要項の別記様式１による。）

出願者は、申請システムにより写真台紙を作成し、印刷したものを提出すること。ただし、写真の貼付の方法については、以下のいずれかを選択すること。

ａ　申請システム上で、写真のデータ（10ＭＢ以内）をアップロードする。

ｂ　申請システムで作成し印刷した写真台紙に、写真を貼り付ける。

なお、貼付する写真は、出願前６か月以内に上半身を正面から撮影したもの（縦７㎝、横５㎝）とする。

(ｳ) 受検票（申請システムにより作成）（一般要項の別記様式１による。）

(ｴ) 自己推薦書（全日制課程受検者用）（推薦要項の別記様式１による。）

(ｵ) 道外からの出願希望調書（別記様式１）

(ｶ) 農業自営予定者説明書（推薦要項の別記様式２による。）

農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するものに限り提出すること。

(ｷ) 漁業自営予定者説明書（推薦要項の別記様式３による。）
　水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するものに限り提出すること。

イ　中学校長の手続
　中学校長は、次の書類を出願先高等学校長に提出すること。ただし、成人が出願する場合は、中学校長を経由せず、直接本人が提出すること。
(ｱ) 出願者一覧表（一般要項の別記様式２による。）
(ｲ) 個人調査書（一般要項の別記様式３による。令和９年（2027年）２月２日（火）正午までに提出すること。）

【留意事項】
１　(ｱ)及び(ｲ)の用紙は、中学校において作成すること。
２　(ｱ)は、出願時に提出すること。
３　中学校卒業後５年を経過した出願者については、(ｲ)の作成を要しない。
４　中学校長は、中学校生徒指導要録に基づいて厳正に作成すること。
５　校内に「個人調査書審査委員会」を設置するなどして、点検、保管、発送などの事務を公正かつ的確に行うこと。
６　個人調査書への受検番号の記入について、離島等でやむを得ない事情により令和９年（2027年）２月２日（火）正午までに到着できないと見込まれる場合は、未記入のまま提出することができること。
７　個人調査書の記載については、「備考　個人調査書の記入について」（36ページ）によること。
８　個人調査書は、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができること。

ウ　高等学校長の手続
(ｱ) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（一般要項の別記様式４による。）を当該中学校長に交付すること。
(ｲ) 高等学校長は、令和９年（2027年）１月27日（水）までに受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接出願者に交付すること。

【留意事項】
受検票を郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

(ｳ) 高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（一般要項の別記様式５による。）に記入すること。

６　出願状況の発表
推薦要項の「６　出願状況の発表」による。

７　出願変更
推薦要項の「７　出願変更」による。

８　面接等
推薦要項の「８　面接等」による。
ただし、英語の聞き取りテスト等を実施しない学校は、通信機器を活用した遠隔面接を実施することができる。
なお、高等学校長は、実施について必要な事項を別に定めること。

９　選　抜　の　方　法

推薦要項の「９　選抜の方法」による。

10　合格内定者の通知及び入学の確約

推薦要項の「10　合格内定者の通知及び入学の確約」による。

11　合格内定者数の発表

推薦要項の「11　合格内定者数の発表」による。

12　合格内定とならなかった者の再出願

(1) 出　願　資　格

合格内定とならなかった者については、「２　対象学科等」に示す学科への再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。

(2) 再出願の受付期間及び受付時間

推薦要項の「12　再出願」の(2)による。

(3) 出願者の手続

推薦要項の「12　再出願」の(3)による。

【留意事項】
離島等のため受付期間中に再出願の手続を行うことが困難な場合は、中学校長は、受付期間中に、当初出願した高等学校長及び再出願先の高等学校長に対し、再出願を希望する者の状況を電話等により連絡することにより、手続を行う意思を伝えること。

(4) 高等学校長の手続

推薦要項の「12　再出願」の(4)による。

【留意事項】
１　離島等のため期日までに受検票を交付することが困難な場合は、再出願先の高等学校長は、中学校長に対し、その旨を電話等により連絡すること。
２　再出願の際の入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」（令和３年（2021年）11月25日付け教高第2150号教育長通知）（186ページ）を参照すること。
３　再出願に係る出願書類の取扱いは、一般要項の「８ 出願変更」の留意事項に定める手続に準ずること。

(5) 再出願後の出願状況の発表の期日等

推薦要項の「12　再出願」の(5)による。

(6) 学　力　検　査

一般要項の「９　学力検査」による。

(7) 面接及び実技

一般要項の「10　面接等」による。

(8) 学力検査及び面接等の会場

学力検査の受検場及び面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

(9) 入学者の選抜

一般要項の「14　入学者の選抜」の「(1) 全日制の課程に係る選抜」による。

(10) 合　格　発　表

一般要項の「15　合格発表」による。

(11) 合 格 者 の 追 加
一般要項の「16　合格者の追加」による。

(12) 学力検査の得点の情報提供
一般要項の「19　学力検査の得点の情報提供」による。

(13) そ　　の　　他
一般要項の「21　その他」による。

【留意事項】
再出願における当初の出願先の高等学校長から再出願先の高等学校長への出願書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

13　合格内定者の合格発表
推薦要項の「13　合格発表」による。

14　再出願後の入学者選抜で合格とならなかった者の第２次募集への出願
(1) 募 集 人 員 の 発 表
一般要項の「17　第２次募集」の(2)による。

(2) 出　願　資　格
再出願後の入学者選抜で合格とならなかった者については、「２　対象学科等」に示す学科のうち第２次募集を行う学科への出願を認める。

(3) 出 願 の 受 付
一般要項の「17　第２次募集」の(5)による。

(4) 出 願 の 手 続
一般要項の「17　第２次募集」の(6)による。

(5) 入 学 者 の 選 抜
一般要項の「17　第２次募集」の(7)による。

(6) 合　格　発　表
一般要項の「17　第２次募集」の(8)による。